

大分類「H - 生産工程作業者」の設定に当たっての考え方

1 問題意識

- 平成 9 年改定日本標準職業分類（以下「現行分類」という。）では、生産工程に従事する作業者の分類について、大分類「I 生産工程・労務作業者」の中の、亜大分類「I-1 製造・制作作業者」の中・小分類において、主に生産活動の結果作り出される製品別に職業を設定。
- これは、生産工程における職業を区分するメルクマールを、唯一製品を製造するのに要する技術・知識の内容としていたことによると思料。

【現行分類の例】

I 生産工程・労務作業者

I-1 製造・制作作業者

51 金属材料製造作業者

511 製鉄・製鋼作業者

：

52 化学製品製造作業者

521 基礎的化学製品製造作業者

：

I-2 定置機関運転・建設機械運転・電気作業者

I-3 採掘・建設・労務作業者

- しかしながら、産業の発展に伴って生産工程の複雑化、分業化が進み、一つの製品を製造する工程が複数の段階に明確に分化。従来、職業を区分するメルクマールとしていた製品を製造する技術・知識だけでは、職業としての等質性が失われるようになってきた。

2 今回改定の考え方及び区分

- 今回の改定では、職業分類を産業分類又は商品分類と明確に区別する観点からも、各種製品を製造する生産工程から、横断的に共通部分として考えられる工程を抽出して中分類とすることを検討した。その結果、「製造・加工」、「組立」、「整備・修理」、「検査」の4つの部分が抽出された。
- 同一産業、同一製品の製造であっても、事業所規模などの違いによって製造・加工や組立の工程が異なる場合がある。このため、前述の「製造・加工」及び「組立」の2つについて、更に、作業形態に着目し「主に自動化された装置・プラントなどの生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなどの自動化された生産設備を操作する仕事」と「道具や機械器具などを用いて直接、製品の製造・加工処理を行う仕事」に区別。
- 現行分類の中・小分類である「従事する産業又は仕事の対象である製品」を小分類とし、これらを生産工程別、製品グループ別及び作業形態別に集約し、次のように分類して、新たな中分類として設定。

			作 業 形 態	
			主に機械設備の制御・監視 (間接処理)	主に手作業 (直接処理)
生	加工	金属	49	52
		金属以外	50	53
産	組立	機械	51	54
工	整備・修理		55	
	程	金属	56	
金属以外		57		
機械		58		
その他			59	

数字は中分類番号

なお、このような区分とした理由は以下のとおり。

- (1) 生産工程を、「製品製造・加工処理」、「機械組立」、「機械整備・修理」、「検査」に分けた理由
このレベルであれば、産業横断的にほぼ共通して存在し、把握が可能と考えられたため。これ以上の細分化は、各産業固有の作業となり、共通して括り出すことが困難と思料。
- (2) 作業形態を、「プラントなどの自動化された生産設備の制御・監視」と「主に手作業」に分けた理由
生産技術の高度化に伴い、手作業ではなく、装置の制御・監視が中心の仕事が増えていると思料。
- (3) 製品製造・加工処理の作業の対象となる製品を「金属関係」と「金属関係以外」に分けた理由
小分類区分が多く、十進分類に収めることが困難であったため、複数中分類として設定。
- (4) 金属関係のカテゴリーに製品と作業内容を並立させた理由
金属加工関係では、鋳造、鍛造、プレス、板金、表面処理、溶接など作業内容が多岐にわたり、それぞれ固有の技術として確立していると考えられることから、製品に集約するのは困難。

各中分類の名称及び定義は次ページ参照。

大分類「H - 生産工程作業者」における事務局設定案の中分類項目における定義案

(設 定 案)			
分類番号	分類項目名	分類番号	分類項目名
大分類H	生産工程作業者		
中分類49	生産設備制御・監視作業者(金属材料、金属加工、金属溶接・溶断)	中分類54	機械組立作業者
	金属材料、金属製品の製造などにおいて、材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、原材料処理、製品製造・加工のための素材の提供、素材の形成、変形、切削、研磨などの製品製造・加工処理を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。		道具や機械器具などを用いた手作業により、個々の部品を結合し、調整して、電気機械器具や輸送機械などの各種機械を完成させる仕事に従事するものをいう。ただし、機械の組み立てにおいて産業用ロボットなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備の制御・監視の仕事に従事するものは中分類51に分類される。
中分類50	生産設備制御・監視作業者(金属材料、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	中分類55	機械整備・修理作業者
	化学製品、窯業製品、土石製品、食料品、飲料・たばこ、繊維、衣服、繊維製品、木製品、紙製品、印刷・製本、ゴム製品・プラスチック製品などの製造において、材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、原材料処理、製品製造・加工のための素材の提供、素材の形成、変形、切削、研磨などの製品製造・加工処理を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。		機械の整備や修理を行う仕事に従事するものをいう。工場などの生産現場において生産設備の保守(整備・修理)の仕事に従事するものも含まれる。
		中分類56	製品検査作業(金属材料、金属加工、金属溶接・溶断)
			金属材料の製造などの生産活動、または金属材料の加工処理、金属の溶接・溶断における、中間生産物及び最終生産物の検査の仕事に従事するものをいう。
中分類51	生産設備制御・監視作業(機械組立)	中分類57	製品検査作業(金属材料、金属加工、金属溶接・溶断を除く)
	電気機械器具や輸送機械などの各種機械の組み立てにおいて、材料に触れて直接組み立てを行うことはせず、産業用ロボットなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、各種機械の組み立てを行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。		化学製品、窯業製品、土石製品、食料品、飲料・たばこ、繊維、衣服、繊維製品、木製品、紙製品、印刷・製本、ゴム製品・プラスチック製品などの生産活動における、中間生産物及び最終生産物の検査の仕事に従事するものをいう。
中分類52	金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断作業(生産設備制御・監視作業を除く)	中分類58	機械検査作業
	金属材料、金属製品の製造などにおいて、道具や機械器具などを用いて、原材料処理、製品製造・加工のための素材の提供、素材の形成、変形、切削、研磨などの製品製造・加工処理を行う仕事に従事するものをいう。ただし、金属材料、金属製品の製造などにおける装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備の制御・監視の仕事に従事するものは中分類46に分類される。		各種機械の生産活動における、中間生産物及び最終生産物の検査の仕事に従事するものをいう。
		中分類59	生産関連・生産類似職業従事者
			塗装や写真現像など生産に関連し、又は生産に類似する技能的な仕事に従事するものをいう。
中分類53	その他の製造作業(生産設備制御・監視作業を除く)		
	化学製品、窯業製品、土石製品、食料品、飲料・たばこ、繊維、衣服、繊維製品、木製品、紙製品、印刷・製本、ゴム製品・プラスチック製品などの製造において、道具や機械器具などを用いて、原材料処理、製品製造・加工のための素材の提供、素材の形成、変形、切削、研磨などの製品製造・加工処理を行う仕事に従事するものをいう。ただし、化学製品、窯業製品、土石製品、食料品、飲料・たばこ、繊維、衣服、繊維製品、木製品、紙製品、印刷・製本、ゴム製品・プラスチック製品などの製造における装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備の制御・監視の仕事に従事するものは中分類50に分類される。		